

| 改 正 後 | | 現 行 | |
|--|-----------|--|-----------|
| 別添 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領 | | 別添 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領 | |
| 目次～第18（略） | | 目次～第18（略） | |
| 別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第3関係） | | 別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第3関係） | |
| 添 付 書 面 | 記 載 要 領 等 | 添 付 書 面 | 記 載 要 領 等 |
| 1 提出書面一覧表 | （略） | 1 提出書面一覧表 | （略） |
| 2 多仕様自動車の範囲 | （略） | 2 多仕様自動車の範囲 | （略） |
| 3 多仕様自動車の構造、装置及び性能を記載した書面（以下「諸元表」という。） | 1～3（略） | 3 多仕様自動車の構造、装置及び性能を記載した書面（以下「諸元表」という。） | 1～3（略） |
| 4 外観図及び外観写真 | 1～3（略） | 4 外観図及び外観写真 | 1～3（略） |
| 5 保安基準の規定に適合することを証する書面 | | 5 保安基準の規定に適合することを証する書面 | |
| （1）指定装置等又は指定共通構造部 | （略） | （1）指定装置等又は指定共通構造部 | （略） |
| （2） <u>技術基準適合証明書（指定製作者等が当該試験項目に対応する細目告示技術基準に適合していることを証した書面をいう。）</u> | | （新設） <u>（新設）</u> | |
| （3）検討書 | （略） | （2）検討書 | （略） |
| 6～15（略） | | 6～15（略） | |
| 16 共通構造部型式指定規則第3条第2項第4号に規定する内部統制システム（以下「内部統制システム」という。）の概要を記載した書面 <u>（被けん引自動車に係</u> | （略） | 16 共通構造部型式指定規則第3条第2項第4号に規定する内部統制システム（以下「内部統制システム」という。）の概要を記載した書面 | （略） |

るものを除く。)

備考 1～4 (略)

別紙 1 (略) ~別紙 3 (略)

第 1 号様式 (略)

第 2 号様式の 1 (諸元表例) (用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。)

| | | |
|---|---|---|
| 車両構造上の一般的特徴 <i>General construction characteristics of the vehicle</i> | | |
| 1. 3. 2. | 操舵軸数及び位置 <i>Number and position of steered axles</i> | 軸数 : <i>Number of axles</i> 位置 : <i>Position</i> |
| 1. 6. | 原動機の位置と配置 <i>Position and arrangement of the engine</i> | 位置 : <i>Position</i> 配置 : <i>Arrangement</i> |
| 1. 8. | 運転位置 : 左／右 <i>Hand of drive : left/right</i> | |
| 2. | 質量及び寸法 <i>Masses and dimensions</i> | |
| 2. 3. 1. | 各操舵される車軸の輪距 (mm) <i>Track of each steered axle (mm)</i> | 前 : <i>Front</i> 後 : <i>Rear</i> |
| 2. 3. 2. | 他の車軸の輪距 (mm) <i>Track of all other axles (mm)</i> | 前 : <i>Front</i> 後 : <i>Rear</i> |
| 2. 11. 5. | 許容連結車両総重量 (kg) <i>Allowable combined vehicle total weight (kg)</i> | |
| 3. | 動力装置 <i>Propulsion energy converter</i> | |

備考 1～4 (略)

別紙 1 (略) ~別紙 3 (略)

第 1 号様式 (略)

第 2 号様式の 1 (諸元表例) (用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。)

| | | |
|----------------------------|---------------------------------|--|
| 車両構造上の一般的特徴 <i>(新設)</i> | | |
| 1. 3. 2. | 操舵軸数及び位置 <i>(新設)</i> | 軸数 : <i>(新設)</i> 位置 : <i>(新設)</i> |
| 1. 6. | 原動機の位置と配置 <i>(新設)</i> | 位置 : <i>(新設)</i> |
| 1. 8. | 運転位置 : 左／右 <i>(新設)</i> | 配置 : <i>(新設)</i> |
| 2. | 質量及び寸法 <i>(新設)</i> | |
| 2. 3. 1. | 各操舵される車軸の輪距 (mm) <i>(新設)</i> | 前 : <i>(新設)</i> 後 : <i>(新設)</i> |
| 2. 3. 2. | 他の車軸の輪距 (mm) <i>(新設)</i> | 前 : <i>(新設)</i> 後 : <i>(新設)</i> |
| 2. 11. 5. | 許容連結車両総重量 (kg) <i>(新設)</i> | |
| 3. | 動力装置 <i>(新設)</i> | |

| | | |
|----------------|--|---|
| 3. 2. | 内燃機関 <u>Internal combustion engine</u> | |
| 3. 2. 1. 1. | 作動原理及びサイクル <u>Working principle and cycle</u> | 作動原理： <u>Working principle</u> |
| | | サイクル： <u>Cycle</u> |
| 3. 2. 1. 2. | シリンドラの数と配置 <u>Number and arrangement of cylinders</u> | シリンドラ数： <u>Number of cylinders</u> |
| | | 配置： <u>Arrangement</u> |
| 3. 2. 3. | 燃料タンク <u>Fuel tank(s)</u> | |
| 3. 2. 3. 1. | 主燃料タンク <u>Service fuel tank(s)</u> | |
| 3. 2. 3. 1. 1. | 主燃料タンクの数及び容量 (L) <u>Number and capacity of each tank (L)</u> | 数： <u>Number</u> |
| | | 容量： <u>Capacity</u> |
| 3. 2. 3. 2. | 副燃料タンク <u>Reserve fuel tank(s)</u> | |
| 3. 2. 3. 2. 1. | 副燃料タンクの数及び容量 (L) <u>Number and capacity of each tank (L)</u> | 数： <u>Number</u> |
| | | 容量： <u>Capacity</u> |
| 3. 2. 8. | 吸気装置 <u>Intake system</u> | |
| 3. 2. 8. 1. | 過給機の有無 <u>Pressure charger: yes/no</u> | |
| 3. 2. 8. 2. | インタークーラーの有無 <u>Intercooler: yes/no</u> | |
| 3. 2. 9. | 排気装置 <u>Exhaust system</u> | |
| 3. 2. 9. 4. | 消音器の型式及び製作者 <u>Make(s) and type(s) of exhaust silencer(s)</u> | 主消音器の型式： <u>Type(s) of main silencer</u> |
| | | 主消音器の製作者： |

| | | |
|----------------|---------------------------------|-------------------------|
| 3. 2. | 内燃機関 <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 1. 1. | 作動原理及びサイクル <u>(新設)</u> | 作動原理： <u>(新設)</u> |
| | | サイクル： <u>(新設)</u> |
| 3. 2. 1. 2. | シリンドラの数と配置 <u>(新設)</u> | シリンドラ数： <u>(新設)</u> |
| | | 配置： <u>(新設)</u> |
| 3. 2. 3. | 燃料タンク <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 3. 1. | 主燃料タンク <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 3. 1. 1. | 主燃料タンクの数及び容量 (L) <u>(新設)</u> | 数： <u>(新設)</u> |
| | | 容量： <u>(新設)</u> |
| 3. 2. 3. 2. | 副燃料タンク <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 3. 2. 1. | 副燃料タンクの数及び容量 (L) <u>(新設)</u> | 数： <u>(新設)</u> |
| | | 容量： <u>(新設)</u> |
| 3. 2. 8. | 吸気装置 <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 8. 1. | 過給機の有無 <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 8. 2. | インタークーラーの有無 <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 9. | 排気装置 <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 9. 4. | 消音器の型式及び製作者 <u>(新設)</u> | 主消音器の型式： <u>(新設)</u> |
| | | 主消音器の製作者： |

| | | |
|--------------------|--|---|
| | | <u>Make(s) of main silencer</u> |
| | | 副消音器の型式： <u>Type(s) of sub-silencer</u> |
| | | 副消音器の製作者： <u>Make(s) of sub-silencer</u> |
| 3. 2. 9. 5. | 排気管開口部の位置 <u>Location of the exhaust outlet</u> | |
| 3. 2. 12. | 排出ガス発散防止対策 <u>Measures taken against air pollution</u> | |
| 3. 2. 12. 2. | 排出ガス発散防止装置 <u>Pollution control devices</u> | |
| 3. 2. 12. 2. 1. | 触媒の有無 <u>Catalytic converter: yes/no</u> | |
| 3. 2. 12. 2. 2. 1. | 酸素センサーの有無 <u>Oxygen sensor: yes/no</u> | |
| 3. 2. 12. 2. 3. | 二次空気供給装置の有無 <u>Air injection: yes/no</u> | |
| 3. 2. 12. 2. 4. | 排気ガス再循環装置の有無 <u>Exhaust gas recirculation: yes/no</u> | |
| 3. 2. 12. 2. 5. | 燃料蒸発ガス抑止装置の有無 <u>Evaporative emissions control system: yes/no</u> | |
| 3. 2. 12. 2. 6. | 微粒子除去装置の有無 <u>Particulate trap: yes/no</u> | |
| 3. 2. 12. 2. 7. | 車載式故障診断装置の有無 <u>On-board-diagnostic system: yes/no</u> | |
| 3. 2. 12. 2. 8. | その他の装置 <u>Other system</u> | |
| 3. 3. | 電動機 <u>Electric machine</u> | |
| 3. 3. 1. | 形式（巻線、励起） <u>Type (winding, excitation)</u> | |
| 3. 3. 1. 1. 1. | 最高出力 (kW) <u>Maximum net power (kW)</u> | |
| 3. 3. 1. 1. 2. | 定格出力 (kW) <u>Rated power (kW)</u> | |

| | | |
|--------------------|------------------------------|--------------------------|
| | | (新設) |
| | | 副消音器の型式： <u>(新設)</u> |
| | | 副消音器の製作者： <u>(新設)</u> |
| 3. 2. 9. 5. | 排気管開口部の位置 <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 12. | 排出ガス発散防止対策 <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 12. 2. | 排出ガス発散防止装置 <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 12. 2. 1. | 触媒の有無 <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 12. 2. 2. 1. | 酸素センサーの有無 <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 12. 2. 3. | 二次空気供給装置の有無 <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 12. 2. 4. | 排気ガス再循環装置の有無 <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 12. 2. 5. | 燃料蒸発ガス抑止装置の有無 <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 12. 2. 6. | 微粒子除去装置の有無 <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 12. 2. 7. | 車載式故障診断装置の有無 <u>(新設)</u> | |
| 3. 2. 12. 2. 8. | その他の装置 <u>(新設)</u> | |
| 3. 3. | 電動機 <u>(新設)</u> | |
| 3. 3. 1. | 形式（巻線、励起） <u>(新設)</u> | |
| 3. 3. 1. 1. 1. | 最高出力 (kW) <u>(新設)</u> | |
| 3. 3. 1. 1. 2. | 定格出力 (kW) <u>(新設)</u> | |

| | | |
|-------------|---|----------------------------------|
| 3. 3. 1. 2. | 作動電圧 (V) <u>Operating voltage (V)</u> | |
| 3. 3. 2. | 充電式エネルギー貯蔵システム (REESS) <u>REESS</u> | |
| 3. 3. 2. 4. | 位置 <u>Position</u> | |
| 4. | 変速機及び副変速機 <u>Transmission and sub-transmission</u> | |
| 4. 2. | 形式 <u>Type</u> | 変速機： <u>Transmission</u> |
| | | 副変速機： <u>Sub transmission</u> |
| 4. 5. | ギヤボックス <u>Gearbox</u> | |
| 4. 5. 1. | 形式 <u>Type</u> | 変速機： <u>Transmission</u> |
| | | 副変速機： <u>Sub transmission</u> |
| 4. 6. | 変速比 <u>Gear ratios</u> | 変速機： <u>Transmission</u> |
| | | 副変速機： <u>Sub transmission</u> |
| 4. 7. | 最大設計車速 (km/h) <u>Maximum vehicle design speed (km/h)</u> | |
| 5. | 車軸 <u>Axles</u> | |
| 5. 3. | 形式 <u>Type</u> | 前： <u>Front</u> |
| | | 後： <u>Rear</u> |
| 6. | 緩衝装置 <u>Suspension</u> | |
| 6. 2. | 各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計 <u>Type and design of the suspension of each axle or group of axles or wheel</u> | 前： <u>Front</u> |

| | | |
|-------------|--|----------------------|
| 3. 3. 1. 2. | 作動電圧 (V) <u>(新設)</u> | |
| 3. 3. 2. | 充電式エネルギー貯蔵システム (REESS) <u>(新設)</u> | |
| 3. 3. 2. 4. | 位置 <u>(新設)</u> | |
| 4. | 変速機及び副変速機 <u>(新設)</u> | |
| 4. 2. | 形式 <u>(新設)</u> | 変速機： <u>(新設)</u> |
| | | 副変速機： <u>(新設)</u> |
| 4. 5. | ギヤボックス <u>(新設)</u> | |
| 4. 5. 1. | 形式 <u>(新設)</u> | 変速機： <u>(新設)</u> |
| | | 副変速機： <u>(新設)</u> |
| 4. 6. | 変速比 <u>(新設)</u> | 変速機： <u>(新設)</u> |
| | | 副変速機： <u>(新設)</u> |
| 4. 7. | 最大設計車速 (km/h) <u>(新設)</u> | |
| 5. | 車軸 <u>(新設)</u> | |
| 5. 3. | 形式 <u>(新設)</u> | 前： <u>(新設)</u> |
| | | 後： <u>(新設)</u> |
| 6. | 緩衝装置 <u>(新設)</u> | |
| 6. 2. | 各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計 <u>(新設)</u> | 前： <u>(新設)</u> |

| | | |
|--------------|--|--------------------|
| | | 後： <u>Rear</u> |
| 6.2.1. | レベル調整：有／無 <u>Level adjustment: yes/no</u> | |
| 6.2.3. | 駆動車軸用空気ばね：有／無 <u>Air-suspension for driving axle(s): yes/no</u> | 前： <u>Front</u> |
| | | 後： <u>Rear</u> |
| 6.2.3.1. | 駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無 <u>Suspension of driving axle(s) equivalent to air-suspension: yes/no</u> | 前： <u>Front</u> |
| | | 後： <u>Rear</u> |
| 6.2.4. | 非駆動車軸用空気ばね：有／無 <u>Air-suspension for non-driving axle(s): yes/no</u> | 前： <u>Front</u> |
| | | 後： <u>Rear</u> |
| 6.2.4.1. | 非駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無 <u>Suspension of non-driving axle(s) equivalent to air-suspension: yes/no</u> | 前： <u>Front</u> |
| | | 後： <u>Rear</u> |
| 6.6.1. | タイヤ／ホイールの組み合わせ <u>Tyre/wheel combination(s)</u> | |
| 6.6.1.1. | 車軸 <u>Axles</u> | |
| 6.6.1.1.1. | 前軸 <u>Front axle</u> | |
| 6.6.1.1.1.1. | タイヤサイズ記号 <u>Tyre size designation</u> | |
| 6.6.1.1.1.2. | 負荷能力指数 <u>Loadcapacity index</u> | |

| | | |
|--------------|------------------------------------|-------------------|
| | | 後： <u>(新設)</u> |
| 6.2.1. | レベル調整：有／無 <u>(新設)</u> | |
| 6.2.3. | 駆動車軸用空気ばね：有／無 <u>(新設)</u> | 前： <u>(新設)</u> |
| | | 後： <u>(新設)</u> |
| 6.2.3.1. | 駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無 <u>(新設)</u> | 前： <u>(新設)</u> |
| | | 後： <u>(新設)</u> |
| 6.2.4. | 非駆動車軸用空気ばね：有／無 <u>(新設)</u> | 前： <u>(新設)</u> |
| | | 後： <u>(新設)</u> |
| 6.2.4.1. | 非駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無 <u>(新設)</u> | 前： <u>(新設)</u> |
| | | 後： <u>(新設)</u> |
| 6.6.1. | タイヤ／ホイールの組み合わせ <u>(新設)</u> | |
| 6.6.1.1. | 車軸 <u>(新設)</u> | |
| 6.6.1.1.1. | 前軸 <u>(新設)</u> | |
| 6.6.1.1.1.1. | タイヤサイズ記号 <u>(新設)</u> | |
| 6.6.1.1.1.2. | 負荷能力指数 <u>(新設)</u> | |

| | | |
|--------------|--|--------------------|
| 6.6.1.1.1.3. | 速度区分記号 <u>Speed category symbol</u> | |
| 6.6.1.1.1.4. | ホイールリムサイズ <u>Wheel rim size (s)</u> | |
| 6.6.1.1.1.5. | ホイールオフセット <u>Wheel off-set(s)</u> | |
| 6.6.1.1.2. | 後軸 <u>Rear axle</u> | |
| 6.6.1.1.2.1. | タイヤサイズ記号 <u>Tyre size designation</u> | |
| 6.6.1.1.2.2. | 負荷能力指数 <u>Loadcapacity index</u> | |
| 6.6.1.1.2.3. | 速度区分記号 <u>Speed category symbol</u> | |
| 6.6.1.1.2.4. | ホイールリムサイズ <u>Wheel rim size (s)</u> | |
| 6.6.1.1.2.5. | ホイールオフセット <u>Wheel off-set(s)</u> | |
| 6.6.1.2. | スペアホイール <u>Spare wheel</u> | |
| 6.7. | タイヤ空気圧監視システム <u>Tyre pressure monitoring system</u> | |
| 6.7.1. | 装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u> | |
| 7. | かじ取装置 <u>Steering</u> | |
| 7.2. | 伝達及び制御 <u>Transmission and control</u> | |
| 7.2.1. | かじ取装置の形式 <u>Type of steering transmission</u> | 前： <u>Front</u> |
| | | 後： <u>Rear</u> |
| 7.2.2. | かじ取装置の詳細 <u>Linkage to wheels</u> | 前： <u>Front</u> |
| | | 後： <u>Rear</u> |

| | | |
|--------------|-----------------------------|-------------------|
| 6.6.1.1.1.3. | 速度区分記号 <u>(新設)</u> | |
| 6.6.1.1.1.4. | ホイールリムサイズ <u>(新設)</u> | |
| 6.6.1.1.1.5. | ホイールオフセット <u>(新設)</u> | |
| 6.6.1.1.2. | 後軸 <u>(新設)</u> | |
| 6.6.1.1.2.1. | タイヤサイズ記号 <u>(新設)</u> | |
| 6.6.1.1.2.2. | 負荷能力指数 <u>(新設)</u> | |
| 6.6.1.1.2.3. | 速度区分記号 <u>(新設)</u> | |
| 6.6.1.1.2.4. | ホイールリムサイズ <u>(新設)</u> | |
| 6.6.1.1.2.5. | ホイールオフセット <u>(新設)</u> | |
| 6.6.1.2. | スペアホイール <u>(新設)</u> | |
| 6.7. | タイヤ空気圧監視システム <u>(新設)</u> | |
| 6.7.1. | 装備：有／無 <u>(新設)</u> | |
| 7. | かじ取装置 <u>(新設)</u> | |
| 7.2. | 伝達及び制御 <u>(新設)</u> | |
| 7.2.1. | かじ取装置の形式 <u>(新設)</u> | 前： <u>(新設)</u> |
| | | 後： <u>(新設)</u> |
| 7.2.2. | かじ取装置の詳細 <u>(新設)</u> | 前： <u>(新設)</u> |
| | | 後： <u>(新設)</u> |

| | | |
|-----------|--|---------------------------------|
| 7. 2. 3. | 支援方法 (有する場合) <u>Method of assistance (if any)</u> | |
| 7. 4. | 緊急車線維持装置 <u>Emergency lane-keeping system</u> | |
| 7. 4. 1. | 装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u> | |
| 7. 5. | 車線逸脱警報装置 <u>Lane Departure Warning System</u> | |
| 7. 5. 1. | 装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u> | |
| 7. 6. | 補正操舵機能 <u>Corrective Directional Control Function</u> | |
| 7. 6. 1. | 装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u> | |
| 8. | 制動装置 <u>Brakes</u> | |
| 8. 5. | ABS の装備の有無 <u>Anti-lock braking system: yes/no</u> | |
| 8. 9. | 制動装置の詳細 <u>Brief description of the braking system</u> | 主ブレーキ： <u>Main brake</u> |
| | | 駐車ブレーキ： <u>Parking brake</u> |
| 8. 11. | 補助ブレーキの形式 <u>Auxiliary brake type</u> | |
| 8. 12. | 衝突被害軽減制動制御装置 <u>Advanced emergency braking system</u> | |
| 8. 12. 1. | 装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u> | |
| 9. | 車体 <u>Bodywork</u> | |
| 9. 3. | 乗員ドア、ラッチ及びヒンジ <u>Occupant doors, latches and hinges</u> | |
| 9. 3. 1. | ドア形状と数 <u>Door configuration and number of doors</u> | |
| 9. 9. | 視野確保装置 <u>Devices for indirect vision</u> | |

| | | |
|-----------|------------------------------|------------------------|
| 7. 2. 3. | 支援方法 (有する場合) <u>(新設)</u> | |
| 7. 4. | 緊急車線維持装置 <u>(新設)</u> | |
| 7. 4. 1. | 装備：有／無 <u>(新設)</u> | |
| 7. 5. | 車線逸脱警報装置 <u>(新設)</u> | |
| 7. 5. 1. | 装備：有／無 <u>(新設)</u> | |
| 7. 6. | 補正操舵機能 <u>(新設)</u> | |
| 7. 6. 1. | 装備：有／無 <u>(新設)</u> | |
| 8. | 制動装置 <u>(新設)</u> | |
| 8. 5. | ABS の装備の有無 <u>(新設)</u> | |
| 8. 9. | 制動装置の詳細 <u>(新設)</u> | 主ブレーキ： <u>(新設)</u> |
| | | 駐車ブレーキ： <u>(新設)</u> |
| 8. 11. | 補助ブレーキの形式 <u>(新設)</u> | |
| 8. 12. | 衝突被害軽減制動制御装置 <u>(新設)</u> | |
| 8. 12. 1. | 装備：有／無 <u>(新設)</u> | |
| 9. | 車体 <u>(新設)</u> | |
| 9. 3. | 乗員ドア、ラッチ及びヒンジ <u>(新設)</u> | |
| 9. 3. 1. | ドア形状と数 <u>(新設)</u> | |
| 9. 9. | 視野確保装置 <u>(新設)</u> | |

| | | |
|-----------------|--|---|
| 9. 9. 1. | 後写鏡 <u>Rear-view mirrors</u> | |
| 9. 9. 1. 1. | 製作者名 <u>Make</u> | |
| 9. 9. 1. 3. | バリアント <u>Variant</u> | |
| 9. 9. 2. | 後方等確認装置 <u>Devices for indirect vision other than mirrors</u> | |
| 9. 10. | 乗車装置 <u>Interior arrangement</u> | |
| 9. 10. 3. | 座席 <u>Seats</u> | |
| 9. 10. 3. 1. 1. | 位置と配置 <u>Location and arrangement</u> | |
| 9. 12. 2. | 補助拘束装置の種類及び位置 <u>Nature and position of supplementary restraint systems</u> | |
| 11. | 連結装置 <u>Coupling device</u> | |
| 11. 1. | 装備済みまたは装備予定の連結装置のクラスおよび型式 <u>Class and type of the coupling device(s) fitted or to be fitted:</u> | |
| | | 連結器：形式 <u>Coupler:type</u> |
| | | 電気配線連結器：形式 <u>Electrical wiring connector:type</u> |
| | | ブレーキ・ホース連結器：形式 <u>Brake hose connector:type</u> |
| 12. | その他 <u>Miscellaneous</u> | |
| 12. 8. | 事故自動緊急通報装置 | |

| | | |
|-----------------|--|-------------------------------|
| 9. 9. 1. | 後写鏡 <u>(新設)</u> | |
| 9. 9. 1. 1. | 製作者名 <u>(新設)</u> | |
| 9. 9. 1. 3. | バリアント <u>(新設)</u> | |
| 9. 9. 2. | 後方等確認装置 <u>(新設)</u> | |
| 9. 10. | 乗車装置 <u>(新設)</u> | |
| 9. 10. 3. | 座席 <u>(新設)</u> | |
| 9. 10. 3. 1. 1. | 位置と配置 <u>(新設)</u> | |
| 9. 12. 2. | 補助拘束装置の種類及び位置 <u>(新設)</u> | |
| 11. | 連結装置 <u>(新設)</u> | |
| 11. 1. | 装備済みまたは装備予定の連結装置のクラスおよび型式 <u>(新設)</u> | |
| | | 連結器：形式 <u>(新設)</u> |
| | | 電気配線連結器：形式 <u>(新設)</u> |
| | | ブレーキ・ホース連結器：形式 <u>(新設)</u> |
| 12. | その他 <u>(新設)</u> | |
| 12. 8. | 事故自動緊急通報装置 | |

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| | eCall system | |
| 12. 8. 1. | 装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u> | |
| 12. 9. | 車両接近通報装置 <u>Acoustic Vehicle Alerting System</u> | |
| 12. 9. 1. | 装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u> | |
| 12. 13. | 側方衝突警報装置 <u>Blind spot information system</u> | |
| 12. 13. 1. | 装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u> | |
| 12. 16. | 事故情報計測記録装置 <u>Event data recorder</u> | |
| 12. 16. 1. | 装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u> | |
| 17. | 自動運行装置の有無 <u>Automated driving system: yes/no</u> | |
| 性能 <u>Performance</u> | | |
| | 最小回転半径 (m) <u>Minimum turning radius (m)</u> | |
| | 制動停止距離 (m) (初速 (km/h)) <u>Braking stopping distance (m) (Initial speed (km/h))</u> | |
| | 主ブレーキ：制動力 (N) (踏力 (N)) <u>Service brake: Braking force (N) (Pedal applying force (N))</u> | |
| | 駐車ブレーキ：制動力 (N) (操作力 (N)) <u>Parking brake: Braking force (N) (Operating force (N))</u> | |
| | 定地燃料消費率 (km/L) <u>Steady running fuel consumption rate (km/L)</u> | |
| | JH25 モード燃料消費率 (km/Nm ³) | |

| | | |
|--------------------------|---|--|
| | (新設) | |
| 12. 8. 1. | 装備：有／無 <u>(新設)</u> | |
| 12. 9. | 車両接近通報装置 <u>(新設)</u> | |
| 12. 9. 1. | 装備：有／無 <u>(新設)</u> | |
| 12. 13. | 側方衝突警報装置 <u>(新設)</u> | |
| 12. 13. 1. | 装備：有／無 <u>(新設)</u> | |
| 12. 16. | 事故情報計測記録装置 <u>(新設)</u> | |
| 12. 16. 1. | 装備：有／無 <u>(新設)</u> | |
| 17. | 自動運行装置の有無 <u>(新設)</u> | |
| 性能 <u>(新設)</u> | | |
| | 最小回転半径 (m) <u>(新設)</u> | |
| | 制動停止距離 (m) (初速 (km/h)) <u>(新設)</u> | |
| | 主ブレーキ：制動力 (N) (踏力 (N)) <u>(新設)</u> | |
| | 駐車ブレーキ：制動力 (N) (操作力 (N)) <u>(新設)</u> | |
| | 定地燃料消費率 (km/L) <u>(新設)</u> | |
| | JH25 モード燃料消費率 (km/Nm ³) | |

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|
| | 又は km/kg) <u>JH25-mode fuel consumption rate (km/Nm³ or km/kg)</u> | | | 又は km/kg) <u>(新設)</u> | |
| | 都市間走行モード燃料消費率 (JH25 モード燃料消費率) (km/L、km/Nm ³ 又は km/kg) <u>Intercity highway-mode fuel consumption rate (JH25-mode fuel consumption rate) (km/L, km/Nm³ or km/kg)</u> | | | 都市間走行モード燃料消費率 (JH25 モード燃料消費率) (km/L、km/Nm ³ 又は km/kg) <u>(新設)</u> | |
| | 一充電走行距離 (km) <u>Running distance per charging (km)</u> | | | 一充電走行距離 (km) <u>(新設)</u> | |
| | 交流電力量消費率 (電気自動車) (Wh/km) <u>AC power consumption rate (Electric vehicle) (Wh/km)</u> | | | 交流電力量消費率 (電気自動車) (Wh/km) <u>(新設)</u> | |
| | LMH 交流電力量消費率 (電気自動車) (Wh/km) <u>LMH AC power consumption rate (Electric vehicle) (Wh/km)</u> | | | LMH 交流電力量消費率 (電気自動車) (Wh/km) <u>(新設)</u> | |
| | ハイブリッド (CS) 燃料消費率 (km/L) <u>Hybrid (CS) fuel consumption rate (km/L)</u> | | | ハイブリッド (CS) 燃料消費率 (km/L) <u>(新設)</u> | |
| | LMH ハイブリッド (CS) 燃料消費率 (km/L) <u>LMH Hybrid (CS) fuel consumption rate (km/L)</u> | | | LMH ハイブリッド (CS) 燃料消費率 (km/L) <u>(新設)</u> | |
| | プラグイン (CD) 燃料消費率 (km/L) <u>Plug-in (CD) fuel consumption rate (km/L)</u> | | | プラグイン (CD) 燃料消費率 (km/L) <u>(新設)</u> | |
| | プラグイン (CD) レンジ (km) <u>Plug-in (CD) range (km)</u> | | | プラグイン (CD) レンジ (km) <u>(新設)</u> | |
| | 交流電力量消費率(プラグインハイブリッド自動車) (Wh/km) | | | 交流電力量消費率(プラグインハイブリッド自動車) (Wh/km) | |

| | | |
|--|--|---------------------|
| | <u>AC power consumption rate (Plug-in hybrid motor vehicle) (Wh/km)</u> | |
| | LMH 交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）(Wh/km) <u>LMH AC power consumption rate (Plug-in hybrid motor vehicle) (Wh/km)</u> | |
| | 等価 EV レンジ (km) <u>Equivalent EV range (km)</u> | |
| | 一充電消費電力量 (kWh/回) <u>Electric energy consumed per charging (kWh/charge)</u> | |
| | CNG 自動車燃料消費率（軽・中量車）(km/Nm ³) <u>CNG motor vehicle fuel consumption rate (Light- and medium-duty motor vehicles) (km/Nm³)</u> | |
| | LMH 燃料消費率 (km/L) <u>LMH fuel consumption rate (km/L)</u> | |
| | 燃料消費率（燃料電池自動車）(km/kg) <u>Fuel consumption rate (Fuel cell vehicle) (km/kg)</u> | |
| 自動車の構造等 (追加項目) <u>Construction, etc. of the Motor Vehicle (Additional items)</u> | | |
| | 車体の名称 <u>Name of body</u> | |
| | 車体の形状 <u>Shape of body</u> | |
| | 車両最大寸法 (m) 高さ <u>Maximum dimension of the vehicle (m)</u> <u>Height</u> | |
| | 荷台の内側寸法 (m) <u>Inner dimensions of the loading platform (m)</u> | 長さ <u>Length</u> |
| | | 幅 <u>Width</u> |

| | | |
|--|--|---------------------|
| | (新設) <u>(New)</u> | |
| | LMH 交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）(Wh/km) <u>LMH AC power consumption rate (Plug-in hybrid motor vehicle) (Wh/km)</u> | |
| | 等価 EV レンジ (km) <u>Equivalent EV range (km)</u> | |
| | 一充電消費電力量 (kWh/回) <u>Electric energy consumed per charging (kWh/charge)</u> | |
| | CNG 自動車燃料消費率（軽・中量車）(km/Nm ³) <u>CNG motor vehicle fuel consumption rate (Light- and medium-duty motor vehicles) (km/Nm³)</u> | |
| | LMH 燃料消費率 (km/L) <u>LMH fuel consumption rate (km/L)</u> | |
| | 燃料消費率（燃料電池自動車）(km/kg) <u>Fuel consumption rate (Fuel cell vehicle) (km/kg)</u> | |
| 自動車の構造等 (追加項目) <u>Construction, etc. of the Motor Vehicle (Additional items)</u> | | |
| | 車体の名称 <u>Name of body</u> | |
| | 車体の形状 <u>Shape of body</u> | |
| | 車両最大寸法 (m) 高さ <u>Maximum dimension of the vehicle (m)</u> <u>Height</u> | |
| | 荷台の内側寸法 (m) <u>Inner dimensions of the loading platform (m)</u> | 長さ <u>Length</u> |
| | | 幅 <u>Width</u> |

| | | |
|--|--|---------------------|
| | | 高さ <u>Height</u> |
| | 荷台オフセット (m) <u>Loading platform offset (m)</u> | |
| | 乗車定員 (人) <u>Passenger capacity (persons)</u> | |
| | 最大安定傾斜角度 : 左 <u>Maximum stable inclination angle: Left</u> | |
| | 最大安定傾斜角度 : 右 <u>Maximum stable inclination angle: Right</u> | |
| | 旅客運送事業用適否 (詳細説明) <u>Pass and fail for passenger carrying business (Explanation in detail)</u> | |

備考

Remarks

第2号様式の2～第3号様式 (略)

別記様式 (特定共通構造部 (多仕様自動車) の範囲) (用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)

特定共通構造部の名称及び型式：(例) ニッポン ABC123

| 特定共通構造部 審査試験項目に 対応する保安基 準等 | 審査対 象 | チェック欄 | | | | 詳 細 説 明 | |
|-------------------------------------|----------|-------------------|-------------------|--------------|--------------|------------------|--|
| | | (車名及び型式) | | (車名及び型式) | | | |
| | | ニッポン ●●—DEF123 | ニッポン ●●—DEF456 | (類別) 0001 | (類別) 0002 | | |
| 1～3の2 (略) | | | | | | | |

(削
除)

(削
除)

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|

| | | |
|--|---------------------------------|-------------------|
| | | 高さ <u>(新設)</u> |
| | 荷台オフセット (m) <u>(新設)</u> | |
| | 乗車定員 (人) <u>(新設)</u> | |
| | 最大安定傾斜角度 : 左 <u>(新設)</u> | |
| | 最大安定傾斜角度 : 右 <u>(新設)</u> | |
| | 旅客運送事業用適否 (詳細説明) <u>(新設)</u> | |

備考

(新設)

第2号様式の2～第3号様式 (略)

別記様式 (特定共通構造部 (多仕様自動車) の範囲) (用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)

特定共通構造部の名称及び型式：(例) ニッポン ABC123

| 特定共通構造部 審査試験項目に 対応する保安基 準等 | 審査対 象 | チェック欄 | | | | 詳 細 説 明 | |
|-------------------------------------|----------|-------------------|-------------------|--------------|--------------|------------------|--|
| | | (車名及び型式) | | (車名及び型式) | | | |
| | | ニッポン ●●—DEF123 | ニッポン ●●—DEF456 | (類別) 0001 | (類別) 0002 | | |
| 1～3の2 (略) | | | | | | | |

3の
3

第8条第8項に
定める基準に係
るもの

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | |
|------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 4～10の3（略） | | | | | | | |
| <u>10の 4</u> | <u>第8条第8項に 定める基準に係 るもの</u> | <u>ペダル 踏み間 違い時 加速抑 制装置</u> | | | | | |
| 11～16の2（略） | | | | | | | |
| <u>16の 3</u> | <u>第11条第1項に 定める基準のう ち、緊急車線維 持装置に係る試 験（第5号に掲 げる試験を除 く。）</u> | <u>かじ取 装置</u> | | | | | |
| 17～62（略） | | | | | | | |
| <u>62の 2</u> | <u>保安基準第22条 第3項及び第4 項に定める基準 のうち、仕切り 装置に係るもの</u> | <u>仕切り 装置</u> | | | | | |
| 63～132（略） | | | | | | | |

備考 1～6（略）

附則 1（略）

附則 2 共通構造部（多仕様自動車）型式指定申請書等提出要領

第 1（略）

第 2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書

| | | | | | | | |
|------------------|-------------|------------------|--|--|--|--|--|
| 4～10の3（略） | | | | | | | |
| <u>(新 設)</u> | <u>(新設)</u> | <u>(新 設)</u> | | | | | |
| 11～16の2（略） | | | | | | | |
| <u>(新 設)</u> | <u>(新設)</u> | <u>(新 設)</u> | | | | | |
| 17～62（略） | | | | | | | |
| <u>(新 設)</u> | <u>(新設)</u> | | | | | | |
| 63～132（略） | | | | | | | |

備考 1～6（略）

附則 1（略）

附則 2 共通構造部（多仕様自動車）型式指定申請書等提出要領

第 1（略）

第 2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書

面を次に掲げる2分冊に区分して作成すること。ただし、共通構造部指定規則第8条第1項第1号第2欄中括弧書に係る変更の届出、同項第2号の規定による届出を行う場合であって、その変更が附則3「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更に該当するときは、第1分冊のみ作成すればよい。この場合において、保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときには、当該書面を第1分冊に添付するものとする。ただし、当該装置の車両への取付けに関わる認定証により、保安基準適合性が明らかなものにあっては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。

| | |
|------|---|
| 第1分冊 | (1)～(3) (略) |
| 第2分冊 | (1) 申請書等の写し (2) 別記様式の提出書面一覧表 (3) 別表第2の添付書面 (4) 審査事務規程別表1に定める書面 ① (略) ② 指定製作業者等が申請する場合に限り、同規程別表1(6)に定める軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験にあっては、試験成績書に代えて、別紙3に定める技術基準適合証明書とすることができます。 ③ (略) |

第3～第4 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (申請書等の添付書面・自動車審査部用) (第2関係)

| | 添付書面の名称 | 提出時の注意事項等 |
|--------------------|---------|-----------|
| 1～8 | | |
| 9 <u>技術基準適合証明書</u> | | |

面を次に掲げる2分冊に区分して作成すること。ただし、共通構造部指定規則第8条第1項第1号第2欄中括弧書に係る変更の届出、同項第2号の規定による届出を行う場合であって、その変更が附則3「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更に該当するときは、第1分冊のみ作成すればよい。この場合において、保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときには、当該書面を第1分冊に添付するものとする。

| | |
|------|---|
| 第1分冊 | (1)～(3) (略) |
| 第2分冊 | (1) 申請書等の写し (2) 別記様式の提出書面一覧表 (3) 別表第2の添付書面 (4) 審査事務規程別表1に定める書面 ① (略) ② 指定製作業者等が申請する場合に限り、同規程別表1(6)に定める軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験にあっては、試験成績書に代えて、別紙3に定める技術基準適合証明書 <u>(指定製作業者等が当該試験項目に対応する細目告示技術基準に適合していることを証した書面をいう。)</u> と することができる。 ③ (略) |

第3～第4 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (申請書等の添付書面・自動車審査部用) (第2関係)

| | 添付書面の名称 | 提出時の注意事項等 |
|------|-------------|-----------|
| 1～8 | | |
| (新設) | <u>(新設)</u> | |

10～13 (略)

備考 1～2 (略)

別記様式～別紙 3 (略)

附則 3 軽微な変更の取扱要領

共通構造部型式指定規則第 8 条第 1 項第 2 号第 2 欄に規定する軽微な変更とは、諸元表、外観図及び保安基準の規定に適合することを証する書面のいずれかに変更があり、保安基準に適合することが明白な場合であって、かつ、試験を行う必要性がないものとする。また、自動車製作者等が軽微な変更に該当するか判断に迷う場合にあっては、審査・リコール課に適宜申し出こととする。

以下の別表 1 については、諸元表第 2 号様式の 1 を使用した場合の申請に係る軽微な変更に該当する参考例とし、別表 2 については、諸元表第 2 号様式の 2 を使用した場合の申請に係る軽微な変更に該当する参考例とする。ただし、指定装置等であって、認定証により道路運送車両の保安基準に適合することを確認する場合にあっては、以下の別表 1 又は別表 2 に記載の項目に限る。また、自動車製作者等が別表 1 又は別表 2 の指定装置等に係る項目追加希望を申し出た場合、審査・リコール課は、妥当性を検討後、追加の必要性がある場合は項目の追加をすることとする。

別表 1 諸元表第 2 号様式の 1 を使用した場合の申請に係る軽微な変更に該当する参考例

| 画面 | 項目 | 条 件 |
|----|-------|--|
| 諸元 | 輪距の変更 | <p>次のいづれかを満たすもの（周辺部位等との干渉について変更を行う前の同型式の多仕様自動車（以下「変更前の同型式車」という。）に対して同一であるもの又は間隔が拡大するものに限る。）。</p> <p>(1) 複数の輪距が設定されている型式の多仕様自動車に対して行う元輪距の変更について、リムのオフセット違いのみを要因とするものであり、かつ、変更後の輪距が既に設定されている輪距の最大値と最小値の間に位置するもの。</p> |

9～12 (略)

備考 1～2 (略)

別記様式～別紙 3 (略)

附則 3 軽微な変更の取扱要領

共通構造部型式指定規則第 8 条第 1 項第 2 号第 2 欄に規定する軽微な変更とは、別表左欄の書面について、中欄に掲げる項目であり、かつ、右欄に掲げる条件に該当するもの（道路運送車両の保安基準に適合することが明白であり、かつ、試験を行う必要性がないと研究所が認めるものに限る。）とする。ここで、別表左欄が「諸元表」に該当する項目のうち、当該項目が諸元表に記載を要していないものについては、当該左欄を「保安基準の規定に適合することを証する書面」に読み替えて適用することができる。

また、共通構造部（多仕様自動車）（以下「多仕様自動車」という。）の製作者等が別表中欄に掲げる項目及び右欄に掲げる条件の追加を希望する場合にあっては、研究所に当該項目等の追加理由及び資料を附して申し出ができる。研究所は当該申し出が技術的に妥当であるか判断を行い、その旨を審査・リコール課に報告を行うものとする。審査・リコール課においては、別表に項目及び条件を追加する必要があると認める場合にあっては項目及び条件を追加したものとみなすことができる。

(新設)

(新設)

| | | |
|----------------------------|--|---|
| 表 | | (2) 最大安定傾斜角度の設計値が 40 度（規制値が 30 度の多仕様自動車にあっては 35 度）以上の多仕様自動車に対して行う輪距の変更であって輪距が小さくなるもの。 |
| タイヤの変更 | | 指定装置等であって、同一サイズのタイヤでタイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等を変更又は追加するものに限る（WLTC モードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及び JH25 モードによる燃料消費率を記載する多仕様自動車等を除く。）。 |
| タイヤの追加 | | 指定装置等であって、既に届出されているタイヤと断面幅の呼び、扁平比の呼び及びタイヤ構造記号の呼びが同一であるもの（負荷能力及び速度区分記号により示される最高速度が同一である場合又は大きくなる場合に限る。）（WLTC モードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及び JH25 モードによる燃料消費率を記載する多仕様自動車等を除く。）。 |
| 通称名の変更 | | |
| 車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更 | | |
| 燃料タンクの容量、位置又は形 | | <p>次の全てを満たすもの。</p> <p>(1) 基本形状、取付方法並びに燃料注入口及びガス抜き口の位置に変更がないもの。</p> <p>(2) タンク容量が同一であるもの又は小さくなるものであり、かつ、タンクと車わく端部との距離が同一のもの又は長くなるもの。</p> <p>(3) タンク付近の基本燃料配管と周辺部位との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。</p> |
| 蓄電池の変更 | | 個数が同一であるもの（容積が同一である場合又 |

| | |
|----------------------------|--|
| | <u>は小さくなる場合に限る。)。</u> |
| <u>無段変速機の後退 変速比の変更</u> | <u>低摩擦路を後退時にタイヤ空転を検知した際、変速比が大きくなるような制御を行う場合に限る。</u> |
| <u>連結装置の変更</u> | <u>連結器の形式に変更がないもの。</u> |
| <u>消音器の型式の変 更</u> | <u>消音器の内部構造及び容量が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。</u> |
| <u>外 観 図</u> | <u>原動機（内燃機関） の排気マニホール ド形状の変更</u> |
| | <u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。</u> |
| | <u>燃料タンクの形 状の変更</u> |
| | <u>燃料タンクの容量、位置又は形状の変更に限る。 なお、LPG タンクの場合は充填バルブの位置の変更に限る。</u> |
| | <u>フェンダー形状の 変更</u> |
| | <u>貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又 は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場 合であって、フェンダー部の最内縁から回転部分ま での距離が、変更前の同型式車に対して同一である もの又は増加するもの（基本形状の変更（扇型から 角型への変更等）を除く。）。</u> |
| | <u>バンパ本体の外形 の意匠又はバンパ グリルの意匠の変 更</u> |
| | <u>貨物の運送の用に供する多仕様自動車に備える 前部潜り込み防止装置及び突入防止装置に該当し ない場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等 を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの (寸法(全長、全幅又は高さ)を変更する場合を除 く。)。</u> |
| | <u>車体の意匠ライン の変更又はモール の形状の変更</u> |
| | <u>貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又 は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場 合であって、外形に鋭い突起がないもの(寸法(全 長、全幅又は高さ)を変更する場合を除く。)。</u> |
| | <u>二輪車等の意匠部 品の変更(フェア リングを除く。)</u> |

| | |
|--|---|
| <u>荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更</u> | |
| <u>エアスポイラーの廃止</u> | <u>貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、高さに変更がないもの。</u> |
| <u>スペアタイヤキャリアの形状の変更</u> | <u>貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。</u> |
| <u>二輪車の座席形状の変更</u> | <u>乗車位置に変更がないもの。</u> |
| <u>ヘッドランプバイザーの追加又は廃止</u> | <u>貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、配光に影響を与えないものであり、鋭い突起がないもの。</u> |
| <u>二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止</u> | <u>視認性を妨げないものであって、鋭い突起がないもの。</u> |
| <u>二輪車の緩衝装置（ボトムケースの形状の変更に限る。）</u> | <u>外形に鋭い突起がないもの。</u> |
| <u>燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止</u> | <u>乗車位置に変更がないもの。</u> |
| <u>二輪車のフェアリング形状の変更</u> | <u>同一車体に同一フェアリングを装備した車両間（排気量違い等による別型式に限る。）において、先に認可されたものと同様な変更を行う場合。</u> |

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| | <u>座席間隙の変更</u> | <u>センターコンソール等の変更による場合に限る (旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたものと除く。)。</u> |
| <u>保安基準の規定に適合することを証する書面</u> | <u>保安基準第32条から第41条の5までに規定する灯 火装置及び反射器並びに指示装置であって、色又は性能の変更</u> | <u>取付部の構造が同一であり、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。</u> |
| | <u>保安基準第32条から第41条の5までに規定する灯 火装置及び反射器並びに指示装置であって、生産工場又は製作者の変更</u> | <u>取付部の構造が同一であり、構造及び性能が基本同一、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。</u> |
| | <u>非常点滅表示灯の個数又は性能の変更</u> | <u>方向指示器と兼用している場合であり、かつ、当該方向指示器が指定装置等である場合に限る。</u> |
| | <u>警報音発生装置の型式又は形式の変更</u> | <u>指定装置等を装着する場合であり、かつ、警音器が指定装置である場合に限る。</u> |
| | <u>警音器の性能の変更</u> | <u>指定装置等を装着する場合に限る。</u> |
| | <u>サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止</u> | <u>サンバイザ本体の形状及び寸法が同一であるもの。</u> |
| | <u>排気管の形状の変更</u> | <u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は</u> |

| | |
|--|---|
| | <u>干渉に対する対策を施したもの。(排圧が変更になる場合及び排気管長さを変更する場合(車両総重量3.5tを超えるキャブオーバに限る。)を除く。)。</u> |
| <u>車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更</u> | <u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る(排気管の出口位置を変更する場合を除く。)。</u> |
| <u>触媒装置の取付位置又は取付角度の変更</u> | <u>基本取付位置(床下、マニホールド直下等)が同一であるもの(周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。)。</u> |
| <u>触媒の貴金属担持量の変更</u> | <u>貴金属担持量を増加させる場合に限る。</u> |
| <u>車室外後写鏡の付加機能(電動リモコン、電動格納等)の廃止</u> | <u>衝撃吸収構造及びアウターケースの形状に変更がないものに限る。</u> |
| <u>二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更</u> | <u>取付方法がシングルナット方式からダブルナット方式に変更されるものであって、鏡面寸法や取付間隔・位置その他について変更がないものに限る。</u> |
| <u>二輪自動車の後写鏡の変更又は追加</u> | <u>指定装置等を装着する場合であって、形状、寸法及び性能に変更がないもの</u> |
| <u>シートの付加機能(電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスター等)の廃止</u> | <u>シート調節範囲、強度部材及び着座姿勢に変更がないもの。</u> |
| <u>ハンドルの最大回</u> | <u>かじ取角度が同一である場合又は小さくなる場</u> |

| | |
|--|--|
| 転数 | 合に限る。 |
| かじ取倍力装置の形式の変更 | かじ取装置の歯車形式が同一である場合に限る。 |
| 前面ガラス以外のガラスの厚さの変更 | ガラスが厚くなるものについては、可視光線透過率の基準が適用されない窓ガラスに限る。 |
| 速度計の型式の変更 | 性能が同一であるもの。 |
| 運行記録計の形式又は性能の変更 | 指定装置等を装着する場合に限る。 |
| 非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更 | |
| 電波障害防止装置(AV関連のESA装置に限る) | 自動車の指定装置等の装置指定通知書等又は認定証に変更がなく、かつ当該自動車の指定装置等と同一改訂版で指定を受けたESA装置を装着する場合に限る。 |
| タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第4改訂版の法規対応を行う場合 | 指定装置等を装着する場合に限る。 |
| 軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗净液噴射装置試験、バス及びトラックの | 技術基準適合証明書により証明する場合に限る。 |

| | |
|--|---|
| <u>洗浄液噴射装置試験及びデフロスター試験に影響のある仕様変更又は追加</u> | |
| <u>非常信号用具の追加又は仕様変更</u> | |
| <u>警告反射板の追加又は仕様変更</u> | <u>指定装置等を備える場合に限る。</u> |
| <u>停止表示器材の追加又は仕様変更</u> | <u>指定装置等を備える場合に限る。</u> |
| <u>装置指定規則第5条で定める指定を受けたものとみなす特定装置</u> | <p><u>提出済みの認定証において、当該指定装置等に変更無く、以下のいずれかの事由により改訂番号の更新が行われた場合に限る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・生産工場等の追加による場合</u> <u>・当該指定装置等には直接適用されない他の車両 カテゴリー等の基準改正による場合</u> <u>・当該申請車両以外の車両（例えば他国仕向け仕様）の変更等による場合</u> |

別表2 諸元表第2号様式の2を使用した場合の申請に係る軽微な変更に該当する参考例

| 書面 | 項目 | 条件 |
|-----|-------|---|
| 諸元表 | 輪距の変更 | <p>次のいずれかを満たすもの（周辺部位等との干渉について変更を行う前の同型式の多仕様自動車（以下「変更前の同型式車」という。）に対して同一であるもの又は間隔が拡大するものに限る。）。</p> <p>(1) 複数の輪距が設定されている型式の多仕様自動車に対して行う元輪距の変更について、リムのオフセット違いのみを要因とするものであり、かつ、変更後の輪距が既に設定</p> |

別表

| 書面 | 項目 | 条件 |
|-----|-------|---|
| 諸元表 | 輪距の変更 | <p>次のいずれかを満たすもの（周辺部位等との干渉について変更を行う前の同型式の多仕様自動車（以下「変更前の同型式車」という。）に対して同一であるもの又は間隔が拡大するものに限る。）。</p> <p>(1) 複数の輪距が設定されている型式の多仕様自動車に対して行う元輪距の変更について、リムのオフセット違いのみを要因とするものであり、かつ、変更後の輪距が既に設定</p> |

| | | | |
|----------------------------|---|----------------------------|---|
| | <p>されている輪距の最大値と最小値の間に位置するもの。</p> <p>(2) 最大安定傾斜角度の設計値が40度（規制値が30度の多仕様自動車にあっては35度）以上の多仕様自動車に対して行う輪距の変更であって輪距が小さくなるもの。</p> | | <p>されている輪距の最大値と最小値の間に位置するもの。</p> <p>(2) 最大安定傾斜角度の設計値が40度（規制値が30度の多仕様自動車にあっては35度）以上の多仕様自動車に対して行う輪距の変更であって輪距が小さくなるもの。</p> |
| タイヤの変更 | <p>指定装置等であって、同一サイズのタイヤでタイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等を変更又は追加するものに限る（WLTCモードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及びJH25モードによる燃料消費率を記載する多仕様自動車等を除く。）。</p> | タイヤの変更 | <p>指定装置等であって、同一サイズのタイヤでタイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等を変更又は追加するものに限る。（WLTCモードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及びJH25モードによる燃料消費率を記載する多仕様自動車等を除く）</p> |
| タイヤの追加 | <p>指定装置等であって、既に届出されているタイヤと断面幅の呼び、扁平比の呼び及びタイヤ構造記号の呼びが同一であるもの。（負荷能力及び速度区分記号により示される最高速度が同一である場合又は大きくなる場合に限る。）（WLTCモードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及びJH25モードによる燃料消費率を記載する多仕様自動車等を除く。）。</p> | タイヤの追加 | <p>指定装置等であって、既に届出されているタイヤと断面幅の呼び、扁平比の呼び及びタイヤ構造記号の呼びが同一であるもの（負荷能力及び速度区分記号により示される最高速度が同一である場合又は大きくなる場合に限る。）（WLTCモードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及びJH25モードによる燃料消費率を記載する多仕様自動車等を除く）</p> |
| 通称名の変更 | | 通称名の変更 | |
| 車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更 | | 車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更 | |
| 燃料タンクの容量、位置又は形状の変更 | <p>次の全てを満たすもの。</p> <p>(1) 基本形状、取付方法並びに燃料注入口及びガス抜き口の位置に変更がないもの。</p> <p>(2) タンク容量が同一であるもの又は小さくなるものであり、かつ、タンクと車わく端部との距離が同一のもの又は長くなるもの。</p> <p>(3) タンク付近の基本燃料配管と周辺部位との干渉について、変更前の同型式車に対して</p> | 燃料タンクの容量、位置又は形状の変更 | <p>次の全てを満たすもの。</p> <p>(1) 基本形状、取付方法並びに燃料注入口及びガス抜き口の位置に変更がないもの。</p> <p>(2) タンク容量が同一であるもの又は小さくなるものであり、かつ、タンクと車わく端部との距離が同一のもの又は長くなるもの。</p> <p>(3) タンク付近の基本燃料配管と周辺部位との干渉について、変更前の同型式車に対して</p> |

| | |
|---|--|
| | 同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 |
| <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> |
| <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> |
| 蓄電池の変更 | 個数が同一であるもの（容積が同一である場合又は小さくなる場合に限る。）。 |
| 無段変速機の後退変速比の変更 | 低摩擦路を後退時にタイヤ空転を検知した際、変速比が大きくなるような制御を行う場合に限る。 |
| 推進軸の寸法の変更 | 内径が大きくなるもの。 |
| 減速機の歯車形式の変更 | |
| 差動機の歯車の形式、数又は差動制限装置形式の変更 | |
| タイヤ空気圧の変更 | タイヤの負荷能力が同一である場合又は大きくなる場合に限る。 |
| かじ取角度の変更 | 最遠軸距が5m以下であり、かつ、かじ取角度が小さくなる場合に限る。 |
| 制動装置のライニング 若しくはパッドの寸法 若しくは面積又はマスター・シリンダの内径の変更 | <u>指定装置等</u> を装着する場合に限る。 |
| 制動装置のパッドの厚さの変更 | |
| 制動倍力装置の倍率の | <u>指定装置等</u> を装着する場合に限る。 |
| | 同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 |
| <u>エンジンオイルクーラーの変更又は廃止</u> | <u>装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。</u> |
| <u>燃料ポンプの変更</u> | <u>電磁式から機械式に変更する場合に限る（取付位置を変更する場合を除く。）。</u> |
| 蓄電池の変更 | 個数が同一であるもの（容積が同一である場合又は小さくなる場合に限る。）。 |
| 無段変速機の後退変速比の変更 | 低摩擦路を後退時にタイヤ空転を検知した際、変速比が大きくなるような制御を行う場合に限る。 |
| 推進軸の寸法の変更 | 内径が大きくなるもの。 |
| 減速機の歯車形式の変更 | |
| 差動機の歯車の形式、数又は差動制限装置形式の変更 | |
| タイヤ空気圧の変更 | タイヤの負荷能力が同一である場合又は大きくなる場合に限る。 |
| かじ取角度の変更 | 最遠軸距が5m以下であり、かつ、かじ取角度が小さくなる場合に限る。 |
| 制動装置のライニング 若しくはパッドの寸法 若しくは面積又はマスター・シリンダの内径の変更 | <u>指定装置</u> を装着する場合に限る。 |
| 制動装置のパッドの厚さの変更 | |
| 制動倍力装置の倍率の | <u>指定装置</u> を装着する場合に限る。 |

| | | | |
|-----------------------|---|---|--|
| 変更 | | 変更 | |
| 空気圧縮機等の圧力調整器形式の変更 | | 空気圧縮機等の圧力調整器形式の変更 | |
| 空気圧縮機等のタンク位置の変更 | タンクからの基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 | タンクからの基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 | |
| 制動警報装置の性能の変更 | ワット数又は音量が大きくなるもの（形式を変更する場合を除く。）。 | ワット数又は音量が大きくなるもの（形式を変更する場合を除く。）。 | |
| 補助ブレーキ形式の変更 | 最大減速度が 2.2m/s^2 以下であり、かつ、制動灯が点灯する場合に限る。 | 最大減速度が 2.2m/s^2 以下であり、かつ、制動灯が点灯する場合に限る。 | |
| 主ばね又は補助ばねの寸法の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 | |
| 巻込防止装置の形式の変更 | 取付状態に変更がないもの。 | 取付状態に変更がないもの。 | |
| 連結装置の変更 | 連結器の形式に変更がないもの。 | 連結器の形式に変更がないもの。 | |
| エアバッグの容量及びインフレータ出力の変更 | 同一型式内にサイドエアバッグの装備の有無の設定があり、かつ、サイドエアバッグの装備の無い仕様で保安基準（側面衝突試験）への適合性の判断を実施した場合のサイドエアバッグの容量及びインフレータ出力の変更に限る。 | 同一型式内にサイドエアバッグの装備の有無の設定があり、かつ、サイドエアバッグの装備の無い仕様で保安基準（側面衝突試験）への適合性の判断を実施した場合のサイドエアバッグの容量及びインフレータ出力の変更に限る。 | |
| 頭部後傾抑止装置の数の変更 | 同一型式内の後部座席において、既に設定のある仕様があり、当該装置を装備しない仕様の設定追加を行う場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたもの）。 | 同一型式内の後部座席において、既に設定のある仕様があり、当該装置を装備しない仕様の設定追加を行う場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたもの）。 | |
| 前面ガラス以外のガラ | 着色ガラスから着色無しガラスへ変更し | 着色ガラスから着色無しガラスへ変更し | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| スの着色仕様の変更 | た場合に限る。 | スの着色仕様の変更 | た場合に限る。 |
| ガラス仕様の引き当て 変更 | 既に型式指定を取得している別型式の多 仕様自動車で使用しているものであって、 形状及び試験領域が同一であるものに限 る。 | ガラス仕様の引き当て 変更 | 既に型式指定を取得している別型式の多 仕様自動車で使用しているものであって、 形状及び試験領域が同一であるものに限 る。 |
| 消音器の型式の変更 | 消音器の内部構造及び容量が同一である もの（周辺部位等との干渉について、変更 前の同型式車に対して同一であるもの、間 隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を 施したものに限る。）。 | 消音器の型式の変更 | 消音器の内部構造及び容量が同一である もの（周辺部位等との干渉について、変更 前の同型式車に対して同一であるもの、間 隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を 施したものに限る。）。 |
| 排出ガス発散防止装置 の警報装置の検出部の 個数又は位置の変更 | | 排出ガス発散防止装置 の警報装置の検出部の 個数又は位置の変更 | |
| <u>保安基準第32条から第 41条の5までに規定す る灯 火装置及び反射 器並びに指示装置であ って、色又は性能の変 更</u> | 取付部の構造が同一であり、かつ、 <u>指 定装置等</u> を装着する場合に限る。 | <u>前部霧灯、車幅灯、尾 灯、制動灯、補助制動 灯、後退灯、方向指示 器又は反射器の色又は 性能の変更</u> | 取付部の構造が同一であり、かつ、 <u>指 定装置</u> を装着する場合に限る。 |
| <u>保安基準第32条から第 41条の5までに規定す る灯 火装置及び反射 器並びに指示装置であ って、生産工場又は製 作者の変更</u> | <u>取付部の構造が同一であり、構造及び性 能が基本同一、かつ、指定装置等を装着す る場合に限る。</u> | <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |
| 駐車灯等の任意装着灯 火の個数、色又は性能 の変更 | 装着を廃止するもの。 | 駐車灯等の任意装着灯 火の個数、色又は性能 の変更 | 装着を廃止するもの。 |
| 方向指示器のフラッシ ヤー形式の変更 | | 方向指示器のフラッシ ヤー形式の変更 | |

| | | | |
|--|---|--|---|
| 非常点滅表示灯の個数 又は性能の変更 | 方向指示器と兼用している場合であり、かつ、当該方向指示器が <u>指定装置等</u> である場合に限る。 | 非常点滅表示灯の個数 又は性能の変更 | 方向指示器と兼用している場合であり、かつ、当該方向指示器が <u>指定装置</u> である場合に限る。 |
| 警報音発生装置の型式 又は形式の変更 | <u>指定装置等</u> を装着する場合であり、かつ、警音器が <u>指定装置等</u> である場合に限る。 | 警報音発生装置の型式 又は形式の変更 | <u>指定装置</u> を装着する場合であり、かつ、警音器が <u>指定装置</u> である場合に限る。 |
| 警音器の性能の変更 | <u>指定装置等</u> を装着する場合に限る。 | 警音器の性能の変更 | <u>指定装置</u> を装着する場合に限る。 |
| 直前障害物確認鏡又は 直左障害物確認鏡の寸 法又は曲率半径の変更 | 寸法が同一であり、かつ、曲率半径が小 さくなるもの又は曲率半径が同一であり、 かつ、寸法が大きくなるもの。 | 直前障害物確認鏡又は 直左障害物確認鏡の寸 法又は曲率半径の変更 | 寸法が同一であり、かつ、曲率半径が小 さくなるもの又は曲率半径が同一であり、 かつ、寸法が大きくなるもの。 |
| 消火器の形式又は性能 の変更 | | 消火器の形式又は性能 の変更 | |
| 内圧容器の材質の変更 | | 内圧容器の材質の変更 | |
| 最小回転半径の変更 | 最遠軸距 5 m以下であり、かつ、かじ取 角度が小さくなる場合のものに限る。 | 最小回転半径の変更 | 最遠軸距 5 m以下であり、かつ、かじ取 角度が小さくなる場合のものに限る。 |
| 前照灯照射方向調整裝 置の変更 | | 前照灯照射方向調整裝 置の変更 | |
| 外 観 図 | 原動機（内燃機関）の 排気マニホールド形状 の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の 同型式車に対して同一であるもの、間隔が 拡大するもの又は干渉に対する対応を施し たもの。 | 周辺部位等との干渉について、変更前の 同型式車に対して同一であるもの、間隔が 拡大するもの又は干渉に対する対応を施し たもの。 |
| | 燃料タンクの形状の変 更 | 燃料タンクの容量、位置又は形状の変更 に限る。なお、LPGタンクの場合は充填バル ブの位置の変更に限る。 | 燃料タンクの容量、位置又は形状の変更 に限る。なお、LPGタンクの場合は充填バル ブの位置の変更に限る。 |
| | フェンダー形状の変更 | 貨物の運送の用に供する多仕様自動車の 場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置</u> <u>等</u> を備える場合であって、フェンダー部の 最内縁から回転部分までの距離が、変更前 の同型式車に対して同一であるもの又は増 加するもの（基本形状の変更（扇型から角 型への変更等）を除く。）。 | 貨物の運送の用に供する多仕様自動車の 場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置</u> を備える場合であって、フェンダー部の最 内縁から回転部分までの距離が、変更前 の同型式車に対して同一であるもの又は増 加するもの（基本形状の変更（扇型から角 型への変更等）を除く。）。 |

| | | | |
|-----------------------------------|--|-----------------------------------|---|
| バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更 | 貨物の運送の用に供する多仕様自動車に備える前部潜り込み防止装置及び突入防止装置に該当しない場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置等</u> を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。 | バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更 | 貨物の運送の用に供する多仕様自動車に備える前部潜り込み防止装置及び突入防止装置に該当しない場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置</u> を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。 |
| 車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更 | 貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置等</u> を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。 | 車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更 | 貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置</u> を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。 |
| <u>二輪車等の意匠部品の変更(フェアリングを除く。)</u> | <u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（騒音対策部品である場合を除く。）。</u> | <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |
| 荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更 | | 荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更 | |
| エアスポイラーの廃止 | 貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置等</u> を備える場合であって、高さに変更がないもの。 | エアスポイラーの廃止 | 貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置</u> を備える場合であって、高さに変更がないもの。 |
| スペアタイヤキャリアの形状の変更 | 貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置等</u> を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。 | スペアタイヤキャリアの形状の変更 | 貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置</u> を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。 |
| 二輪車の座席形状の変更 | 乗車位置に変更がないもの。 | 二輪車の座席形状の変更 | 乗車位置に変更がないもの。 |
| ヘッドランプバイザーの追加又は廃止 | 貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置</u> | ヘッドランプバイザーの追加又は廃止 | 貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置</u> |

| | | | | |
|--|---|---|---|---|
| | <p>等を備える場合であって、配光に影響を与えないものであり、鋭い突起がないもの。</p> | | <p>を備える場合であって、配光に影響を与えないものであり、鋭い突起がないもの。</p> | |
| 二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止 | 視認性を妨げないものであって、鋭い突起がないもの。 | 二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止 | 視認性を妨げないものであって、鋭い突起がないもの。 | |
| 二輪車の緩衝装置（ボトムケースの形状の変更に限る。） | 外形に鋭い突起がないもの。 | 二輪車の緩衝装置（ボトムケースの形状の変更に限る。） | 外形に鋭い突起がないもの。 | |
| 燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止。 | 乗車位置に変更がないもの。 | 燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止。 | 乗車位置に変更がないもの。 | |
| 二輪車のフェアリング形状の変更 | 同一車体に同一フェアリングを装備した車両間（排気量違い等による別型式に限る。）において、先に認可されたものと同様な変更を行う場合。 | 二輪車のフェアリング形状の変更 | 同一車体に同一フェアリングを装備した車両間（排気量違い等による別型式に限る。）において、先に認可されたものと同様な変更を行う場合。 | |
| 座席間隙の変更 | センターコンソール等の変更による場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたものを除く。）。 | 座席間隙の変更 | センターコンソール等の変更による場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたものを除く。）。 | |
| 保 安 基 準 の 規 定 に 適 合 す る こ と を 証 | 燃料配管の経路の変更 | ガソリン又は軽油を燃料とするものであって、既に型式指定を取得している別型式の多仕様自動車と同一のものであり、配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 | 燃料配管の経路の変更 | ガソリン又は軽油を燃料とするものであって、既に型式指定を取得している別型式の多仕様自動車と同一のものであり、配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 |
| | 燃料配管のクランプ位置の変更 | LPGを燃料とするものであって、クランプ間の距離が最長部とならないもの。 | 燃料配管のクランプ位置の変更 | LPGを燃料とするものであって、クランプ間の距離が最長部とならないもの。 |
| | シフトノブの形状の変更 | 操縦装置として最遠装置でない場合に限る。 | シフトノブの形状の変更 | 操縦装置として最遠装置でない場合に限る。 |
| | 空調装置（デフロスター）の操作方式（レバ一式、ボタン式、ダイ | 最遠装置のハンドル中心からの距離が大きくならない場合に限る。 | 空調装置（デフロスター）の操作方式（レバ一式、ボタン式、ダイ | 最遠装置のハンドル中心からの距離が大きくならない場合に限る。 |

| | | | | | |
|-------------------|---------------------------------------|---|------|-----------------------------|---|
| する書類 | ヤル式等) の変更又はコントロールパネルの意匠の変更 | | する書類 | ヤル式等) の変更又はコントロールパネルの意匠の変更 | |
| | アクセルペダルの変更 | 操縦装置として最遠装置でない場合に限る。 | | アクセルペダルの変更 | 操縦装置として最遠装置でない場合に限る。 |
| | 動力伝達装置用オイルクーラーの変更又は廃止 | 装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 | | 動力伝達装置用オイルクーラーの変更又は廃止 | 装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 |
| | 推進軸の継手形状の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（推進軸の寸法（内径の変更を除く。）を変更する場合を除く。）。 | | 推進軸の継手形状の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（推進軸の寸法（内径の変更を除く。）を変更する場合を除く。）。 |
| | ドライブシャフトのダイナミックダンパの形状変更又は廃止 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 | | ドライブシャフトのダイナミックダンパの形状変更又は廃止 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 |
| | かじ取装置のギヤボックス形状の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（歯車形式を変更する場合を除く。）。 | | かじ取装置のギヤボックス形状の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（歯車形式を変更する場合を除く。）。 |
| | パワーステアリング用オイルクーラーの変更又は廃止 | 装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 | | パワーステアリング用オイルクーラーの変更又は廃止 | 装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 |
| | ブレーキ配管の変更 | 液圧式のものであって、既に型式指定を取得している別型式の多仕様自動車で使用しているもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。 | | ブレーキ配管の変更 | 液圧式のものであって、既に型式指定を取得している別型式の多仕様自動車で使用しているもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。 |
| プロポーショニング装置の位置の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | 拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 | | 拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 |
| スタビライザ形状の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 | スタビライザ形状の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 |
| ラテラルリンク形状の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 | ラテラルリンク形状の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 |
| フレームのクロスメンバの追加又は形状の変更 | 側面衝突時の乗員保護基準の適用を受けない車両に対する変更であって、周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 | フレームのクロスメンバの追加又は形状の変更 | 側面衝突時の乗員保護基準の適用を受けない車両に対する変更であって、周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。 |
| サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止 | サンバイザ本体の形状及び寸法が同一であるもの。 | サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止 | サンバイザ本体の形状及び寸法が同一であるもの。 |
| 原動機冷却配管のエア抜きプラグの廃止、オイルフィルタの形状の変更、オルタネータ冷却ダクトの形状の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの。 | 原動機冷却配管のエア抜きプラグの廃止、オイルフィルタの形状の変更、オルタネータ冷却ダクトの形状の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの。 |
| 排気管の形状の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの。（排圧が変更になる場合及び排気管長さを変更する場合（車両総重量3.5tを超えるキャブオーバに限る。）を除く。）。 | 排気管の形状の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの。（排圧が変更になる場合及び排気管長さを変更する場合（車両総重量3.5tを超えるキャブオーバに限る。）を除く。）。 |
| 車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る（排気管の出口位置を変更する場合を除く。）。 | 車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る（排気管の出口位置を変更する場合を除く。）。 |

| | | | |
|---|--|---|--|
| 触媒装置の取付位置又は取付角度の変更 | 基本取付位置（床下、マニホールド直下等）が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。 | 触媒装置の取付位置又は取付角度の変更 | 基本取付位置（床下、マニホールド直下等）が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。 |
| 触媒の貴金属担持量の変更 | 貴金属担持量を増加させる場合に限る。 | 触媒の貴金属担持量の変更 | 貴金属担持量を増加させる場合に限る。 |
| 車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止 | 衝撃吸収構造及びアウターケースの形状に変更がないものに限る。 | 車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止 | 衝撃吸収構造及びアウターケースの形状に変更がないものに限る。 |
| 二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更 | 取付方法がシングルナット方式からダブルナット方式に変更されるものであって、鏡面寸法や取付間隔・位置その他について変更がないものに限る。 | 二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更 | 取付方法がシングルナット方式からダブルナット方式に変更されるものであって、鏡面寸法や取付間隔・位置その他について変更がないものに限る。 |
| 二輪自動車の後写鏡の変更又は追加 | 指定装置等を装着する場合であって、形状、寸法及び性能に変更がないもの | 二輪自動車の後写鏡の変更又は追加 | 指定装置等を装着する場合であって、形状、寸法及び性能に変更がないもの |
| シートの付加機能（電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスター等）の廃止 | シート調節範囲、強度部材及び着座姿勢に変更がないもの。 | シートの付加機能（電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスター等）の廃止 | シート調節範囲、強度部材及び着座姿勢に変更がないもの。 |
| オイルパンの形状変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同一型式に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものであり、最低地上高に該当しない場合に限る。 | オイルパンの形状変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同一型式に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものであり、最低地上高に該当しない場合に限る。 |
| シャシ全体図の変更 | 排気管、ブレーキ配管及び燃料配管並びに車わく・車体、走行装置、緩衝装置の強度、性能に影響しないシャシ全体図のみの変更に限る。 | シャシ全体図の変更 | 排気管、ブレーキ配管及び燃料配管並びに車わく・車体、走行装置、緩衝装置の強度、性能に影響しないシャシ全体図のみの変更に限る。 |
| (削除) | (削除) | 軽合金製ディスクホイールに表示されている | 同一の軽合金製ディスクホイールの製作 者であるもの（社名を変更する場合も含 |

| | | | |
|-----------------------|---|-----------------------|---|
| | | <u>記号等の変更</u> | <u>む。)。</u> |
| タイヤのリムの変更 | タイヤのリムの変更周辺部位等との干渉について、同一であるもの、間隔が拡大するもの若しくは干渉に対する対応を施したものであり、既に型式指定を取得している別型式の自動車で使用しているもの（軽合金製ディスクホイールを変更する場合を除く。）。 | タイヤのリムの変更 | タイヤのリムの変更周辺部位等との干渉について、同一であるもの、間隔が拡大するもの若しくは干渉に対する対応を施したものであり、既に型式指定を取得している別型式の自動車で使用しているもの。（軽合金製ディスクホイールを変更する場合を除く。） |
| 冷却装置の変更 | 装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（冷却方式を変更する場合を除く。）。 | 冷却装置の変更 | 装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（冷却方式を変更する場合を除く。）。 |
| ハンドルの最大回転数 | かじ取角度が同一である場合又は小さくなる場合に限る。 | ハンドルの最大回転数 | かじ取角度が同一である場合又は小さくなる場合に限る。 |
| かじ取倍力装置の形式の変更 | かじ取装置の歯車形式が同一である場合に限る。 | かじ取倍力装置の形式の変更 | かじ取装置の歯車形式が同一である場合に限る。 |
| スタビライザ形式の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの若しくは干渉に対する対応を施したもの又は装着を廃止するもの。 | スタビライザ形式の変更 | 周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの若しくは干渉に対する対応を施したもの又は装着を廃止するもの。 |
| 前面ガラス以外のガラスの厚さの変更 | ガラスが厚くなるものについては、可視光線透過率の基準が適用されない窓ガラスに限る。 | 前面ガラス以外のガラスの厚さの変更 | ガラスが厚くなるものについては、可視光線透過率の基準が適用されない窓ガラスに限る。 |
| 速度計の型式の変更 | 性能が同一であるもの。 | 速度計の型式の変更 | 性能が同一であるもの。 |
| 運行記録計の形式又は性能の変更 | 指定装置等を装着する場合に限る。 | 運行記録計の形式又は性能の変更 | 指定装置等を装着する場合に限る。 |
| 非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更 | | 非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更 | |
| 電波障害防止装置（AV関連のESA装置に限 | 自動車の指定装置等の装置指定通知書等又は認定証に変更がなく、かつ当該自動車 | 電波障害防止装置（AV関連のESA装置に限 | 自動車の指定装置等の装置指定通知書等又は認定証に変更がなく、かつ当該自動車 |

| | | | |
|--|--|-------------|---|
| る) | の <u>指定装置等</u> と同一改訂版で指定を受けた ESA装置を装着する場合に限る。 | る) | の <u>指定装置</u> と同一改訂版で指定を受けたESA 装置を装着する場合に限る。 |
| <u>タイヤの構造等に変更 無く、協定規則第117 号第4改訂版の法規対 応を行う場合</u> | <u>指定装置等を装着する場合に限る。</u> | <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |
| <u>軽合金製ディスクホイ ール試験、内装材料の 難燃性試験、乗用車等 の窓ふき器及び洗浄液 噴射装置試験、バス及 びトラックの洗浄液噴 射装置試験及びデフロ スター試験に影響のある 仕様変更又は追加</u> | <u>技術基準適合証明書により証明する場合 に限る。</u> | <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |
| <u>非常信号用具の追加又 は仕様変更</u> | | <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |
| <u>警告反射板の追加又は 仕様変更</u> | <u>指定装置等を備える場合に限る。</u> | <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |
| <u>停止表示器材の追加又 は仕様変更</u> | <u>指定装置等を備える場合に限る。</u> | <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |
| <u>装置指定規則第5条で 定める指定を受けたも のとみなす特定装置</u> | <p><u>提出済みの認定証において、当該指定装置 等に変更無く、以下のいずれかの事由により 改訂番号の更新が行われた場合に限る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産工場等の追加による場合 ・当該指定装置等には直接適用されない他 の車両カテゴリー等の基準改正による 場合 ・当該申請車両以外の車両（例えば他国 仕向け仕様）の変更等による場合 | <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |

附則4 共通構造部（多仕様自動車）の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1 諸元表第1号様式記載要領 (略)

2 諸元表第2号様式の1記載要領

①構造

各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。

1.～17. (略)

②性能

1.～8. (略)

9.1. 交流電力量消費率（電気自動車）

電池のみを動力源として走行する多仕様自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した交流電力量消費率又は協定規則第154号に基づいて測定した交流電力量消費率を記載（特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。）し、走行モード又は試験速度（km/h）を（ ）書で次の例により付記する。記載値は整数位とし、小数第1位を四捨五入する。

例 150 (WLTCモード)

120 (JC08モード)

500 (JH25 モード)

9.2. LMH 交流電力量消費率（電気自動車） (略)

10.1. ハイブリッド (CS) 燃料消費率

(1) JC08 モードハイブリッド (CS) 燃料消費率 (略)

(2) WLTCモードハイブリッド (CS) 燃料消費率 (略)

多仕様自動車にあっては、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）、乗車定員11人以上の乗合自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により保安基準第31条第2項の基

附則4 共通構造部（多仕様自動車）の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1 諸元表第1号様式記載要領 (略)

2 諸元表第2号様式の1記載要領

①構造

(新設)

1.～17. (略)

②性能

1.～8. (略)

9.1. 交流電力量消費率（電気自動車）

電池のみを動力源として走行する多仕様自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した交流電力量消費率又は協定規則第154号に基づいて測定した交流電力量消費率を記載（特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。）し、走行モード又は試験速度（km/h）を（ ）書で次の例により付記する。記載値は整数位とし、小数第1位を四捨五入する。

例 150 (WLTCモード)

120 (JC08モード)

(新設)

9.2. LMH 交流電力量消費率（電気自動車） (略)

10.1. ハイブリッド (CS) 燃料消費率

(1) JC08 モードハイブリッド (CS) 燃料消費率 (略)

(2) WLTCモードハイブリッド (CS) 燃料消費率

多仕様自動車にあっては、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）、乗車定員11人以上の乗合自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」に規定するWLTCモード法により保安基準第31条第2項の基

準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をしたWLTCモードハイブリッド(CS)燃料消費率又は協定規則第154号に基づいて測定をしたWLTCモードハイブリッド(CS)燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(3) JH25モード(CS)燃料消費率

軽油・電気を燃料とする乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン超のものに限る。）又は車両総重量3.5トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJH25モード法により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をしたJH25モードハイブリッド(CS)燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ア) 記載値は小数第2位までとし、第3位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.01km/L毎とする。

例 6.0 6.01 6.02 ··· 10.00 10.01 10.02 ··· (km/L)

10.2. LMHハイブリッド(CS)燃料消費率(略)

11. プラグイン(CD)燃料消費率

(1) JC08モード及びWLTCプラグイン(CD)燃料消費率

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定をしたプラグイン(CD)燃料消費率を次により記載し、走行モード又は試験速度(km/h)を（）書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ア) (略)

(イ) (略)

準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をしたWLTCモードハイブリッド(CS)燃料消費率又は協定規則第154号に基づいて測定をしたWLTCモードハイブリッド(CS)燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(新設)

10.2. LMHハイブリッド(CS)燃料消費率(略)

11. プラグイン(CD)燃料消費率

(新設)

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定をしたプラグイン(CD)燃料消費率を次により記載し、走行モード又は試験速度(km/h)を（）書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ア) (略)

(イ) (略)

(2) JH25 モード プラグイン (CD) 燃料消費率

軽油・電気を燃料とする乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）又は車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であつて、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JH25 モード法により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあっては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をした JH25 モード プラグイン (CD) 燃料消費率を次により記載し、走行モードを（ ）書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ア) 記載値は小数第 2 位までとし、第 3 位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.01 km/L 毎とする。

例 9.22 (JH25 モード)

12. プラグイン (CD) レンジ

(1) JC08 モード及びWLTC モード プラグイン (CD) レンジ

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であつて、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定したプラグイン (CD) レンジを記載（特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。）し、走行モード又は試験速度 (km/h) を（ ）書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第 1 位以下を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 120 (WLTC モード)

150 (JC08 モード)

(2) JH25 モード プラグイン (CD) レンジ

軽油・電気を燃料とする乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）又は車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であつて、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JH25 モード法により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあっては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をした JH25 モード プラグイン (CD) レンジを次により記載し、走

(新設)

12. プラグイン (CD) レンジ

(新設)

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であつて、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定したプラグイン (CD) レンジを記載（特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。）し、走行モード又は試験速度 (km/h) を（ ）書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第 1 位以下を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 120 (WLTC モード)

150 (JC08 モード)

(新設)

行モードを（）書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

走行距離の記載値は整数位までとし、小数第1位以下を四捨五入する。

例 30 (JH25 モード)

13.1. ~14. (略)

15. 一充電消費電力量

(1) JC08 モード及び WLTC モード 一充電消費電力量

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした一充電消費電力量又は協定規則第154号に基づいて測定をした一充電消費電力量を次により記載（特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。）する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(ア) 記載値は小数第2位までとし、第3位以下を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.01kWh/回毎とする。

(ウ) 走行モード又は試験速度(km/h)を次の例により付記する。

例 2.60 (WLTCモード)

2.61 (JC08モード)

(2) JH25 モード 一充電消費電力量

軽油・電気を燃料とする乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン超のものに限る。）又は車両総重量3.5トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJH25モード法により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をした一充電消費電力量を次により記載し、走行モードを（）書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(ア) 記載値は小数第2位までとし、第3位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.01kWh/回毎とする。

例 31.27 (JH25 モード)

16. ~18. (略)

③~④ (略)

13.1. ~14. (略)

15. 一充電消費電力量

(新設)

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした一充電消費電力量又は協定規則第154号に基づいて測定をした一充電消費電力量を次により記載（特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。）する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(ア) 記載値は小数第2位までとし、第3位以下を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.01kWh/回毎とする。

(ウ) 走行モード又は試験速度(km/h)を次の例により付記する。

例 2.60 (WLTCモード)

2.61 (JC08モード)

(新設)

16. ~18. (略)

③~④ (略)

3 諸元表第2号様式の2記載要領（略）

附則5 電子申請を行う場合の共通構造部（多仕様自動車）諸元表等の書面の作成要領

第1～第3（略）

別紙1 電子申請を行う際の添付書面作成要領

1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の1から56、59から64、66から70及び80から82に分けて分類する。

2～6（略）

| | 添付書面名 | ファイル形式 | ファイル名 |
|-------------|----------------------------------|--------------|----------------------|
| 1～33（略） | | | |
| 34 | 品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面 | PDF形式 | hinkan |
| 35～64 | | | |
| <u>(削除)</u> | | | |
| 66～70 | | | |
| 80 | <u>サイバーセキュリティ及びプログラム管理に係る適合証</u> | <u>PDF形式</u> | <u>cybersecurity</u> |
| 81 | 特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲 | EXCEL形式 | souchihani |
| 82 | <u>内部統制システムの概要を記載した書面</u> | <u>PDF形式</u> | <u>naibutousei</u> |

注）（略）

別紙2（略）

別表1－1 共通構造部（多仕様自動車）諸元表CSV化レコード項目一覧表（型式データ項目）

3 諸元表第2号様式の2記載要領（略）

附則5 電子申請を行う場合の共通構造部（多仕様自動車）諸元表等の書面の作成要領

第1～第3（略）

別紙1 電子申請を行う際の添付書面作成要領

1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の1から56及び59から70及び81に分けて分類する。

2～6（略）

| | 添付書面名 | ファイル形式 | ファイル名 |
|-------------|---|--------------|------------------------|
| 1～33（略） | | | |
| 34 | 品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面並びに内部統制システムの概要を記載した書面 | PDF形式 | hinkan |
| 35～64 | | | |
| 65 | <u>改造に係る能力基準適合証明書の写し</u> | <u>PDF形式</u> | <u>nouryokutekigou</u> |
| 66～70 | | | |
| <u>（新設）</u> | | | |
| 81 | 特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲 | EXCEL形式 | souchihani |
| <u>（新設）</u> | | | |

注）（略）

別紙2（略）

別表1－1 共通構造部（多仕様自動車）車両諸元要目表CSV化レコード項目一覧表（型式データ項目）

表（略）

別表1－2 共通構造部(多仕様自動車)諸元表CSV化レコード項目一覧表（類別データ項目）

| 項目番 | 諸元項目名 | 諸元項目細分化項目 | 項目コード | バイト | 属性 | ① | 内容 |
|---------|-----------------------|-----------|-------|-----|---------|---|--|
| 1～91（略） | | | | | | | |
| 92 | 総排気量(L) 又は定格出力(kW) | 定格出力 | V1450 | 6 | 半角 ○ | | ・半角数字6桁以内で設定する。（項目コードM0200を設定する場合は設定不要） ・電気自動車及び燃料電池自動車の場合は定格出力（W単位）を設定する。 ・類別ごとに定格出力が異なる場合のみ設定する。 |

附則6～附則7（略）

附 則令和8年1月9日改正（国自審第2150号）（施行期日）

1. 本改正規定は、令和8年1月11日より施行する。ただし、別添 別記様式 63に定める規定については令和8年3月31日、附則5 別紙1及び別表1－2に定める規定については令和8年4月1日より施行する。

表（略）

別表1－2 共通構造部(多仕様自動車)車両諸元要目表CSV化レコード項目一覧表（類別データ項目）

| 項目番 | 諸元項目名 | 諸元項目細分化項目 | 項目コード | バイト | 属性 | ① | 内容 |
|---------|-------|-----------|-------|------|------|------|------|
| 1～91（略） | | | | | | | |
| | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) |

附則6～附則7（略）

（新設）